

木造建築新工法性能認証技術的基準

1 趣旨

この基準は、木造建築新工法性能認証規程（HW-新工法 001-2024）（以下「規程」という。）第8条第2項及び規程第24条の規定に基づき定めるもので、性能証明及び試験法評価の適正な推進を図るための技術的な要件に関する基準を定めるものである。

2 本基準の活用方法

本基準は認証物件の内容が多様かつ複雑であることにかんがみ、基本的かつ標準的なものとして示すものである。具体的な審査にあたっては、本基準を画一的に適用するのではなく、状況に応じ委員会における委員の専門的な知見と判断に基づく弾力的な活用を行うことが必要である。

3 新工法認証の技術的基準

性能証明及び試験法評価に関する技術的基準は、次による。

3. 1 性能証明

表1の(い)欄及び(ろ)欄の区分に応じ、(は)欄の技術的基準を満たしていること。ただし、表中の記述項目に関して該当がない場合には、適用を除外する。

表1 性能等に関する技術的基準一覧表

区分 (い)	項目 (ろ)	技術的基準 (は)
(1) 性能	①試験方法	新工法の性能を認証するために必要な試験を要する場合には、その使用実態に対応した試験を実施するものとする。 試験データは、性能を評価するのに適した方法で整理するものとする。
	②性能値	試験成績書に基づく性能値が新工法の使用実態から必要とされる水準以上であること。
	③材料・部品等の品質・性能	使用する材料・部品等の品質・性能が明確であること。
	(2) 設計施工基準	設計及び施工の方法（留意点を含む。）が基準として整備されていること。
(3) 苦情処理に関する社内規格		次の①及び②が具体的かつ体系的に整備され実施されていること ①苦情処理（使用上のメンテナンス処理を含む。以下同じ。）を担う組織 ②苦情処理の実施方法に関する規程

3. 2 試験法評価

表2の(い)欄及び(ろ)欄の区分に応じ、(は)欄の技術的基準を満たしていること。ただし、表中の記述項目に関して該当がない場合には、適用を除外する。

表2 試験法評価に関する技術的基準一覧表

区分(い)	項目(ろ)	技術的基準(は)
(1) 性能	①試験方法	新工法認証に必要な試験を要する場合は、その使用実態に対応した試験法とする。
		試験データは、性能を評価するのに適した方法で整理するものとする。
	②材料・部品等の品質・性能	試験に使用する材料・部品等の品質・性能が明確であること。
(2) 評価方法		(1)に基づく評価方法の提案がなされていること。

4 技術的基準細則

本基準に関して必要があるときは、委員会の審議を経て細部の基準を別に定めることができる。

附則

制定：平成13年11月15日 住木技13第228号

施行：平成13年11月15日

改正：平成15年 7月 7日 住木技15第170号

改正：平成19年 8月 10日 住木技19第256号

改正：平成28年 3月 1日 住木認28第 26号

改正：令和 4年 4月 1日 住木認 4第 31号

改正：令和 6年 6月 3日 住木認 6第131号